

# 郵便等による 不在者投票について

身体が不自由なため投票所へ行けない方のために、郵便等による不在者投票（在宅投票）ができる制度があります。

この制度で投票するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」（7年間有効、但し、介護保険法による要介護者に係る有効期間は、要介護認定の有効期間の末日）の交付を受けておくことが必要となります。

「郵便等投票証明書」の交付を受けられるのは、下記に該当する方となります。

## ☆ 身体障害者手帳をお持ちの方で

- 1 両下肢，体幹，移動機能の障害の程度が1級若しくは2級の方
- 2 心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸の障害の程度が1級若しくは3級の方
- 3 免疫若しくは肝臓の障害の程度が1級から3級

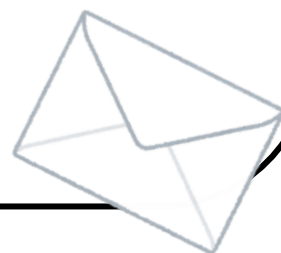
## ☆ 戦傷病者手帳をお持ちの方で

- 1 両下肢，体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの方
- 2 心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸若しくは肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの方

ただし、複数の障害のため、併せて上位等級に認定されている場合は、単一の障害で該当することが必要です。

## ☆ 介護保険の被保険者証をお持ちの方で

要介護状態区分が要介護5の方



◎ 「郵便等投票証明書」の交付申請方法

- 1 「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入（氏名は、必ず申請者本人が自分で書いてください。）のうえ、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証を添付してください。郵便により申請（代理人が直接持参しても結構です。）してください。
- 2 「郵便等投票証明書」が交付された方には、その後執行される選挙の都度、選挙管理委員会から投票用紙等の請求書を送付いたしますので、必要事項を記入のうえ、「郵便等投票証明書」を添付して請求してください。



◎ 「代理記載制度」について

郵便等投票ができる方のうち、次の要件に該当し、自ら投票用紙の記載をすることができない方は、あらかじめ調布市選挙管理委員会に届け出た方（選挙権がある方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

代理記載制度を利用するためには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付申請（署名不要）と代理記載人の届出が必要です。

- 1 身体障害者手帳をお持ちの方  
上肢、視覚の障害の程度が1級
- 2 戦傷病者手帳をお持ちの方  
上肢、視覚の障害の程度が特別項症から第2項症



《問合せ先》 調布市選挙管理委員会  
〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1  
電話 042-481-7381